

佐世保市環境教育等推進協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、佐世保市附属機関設置条例（平成30年条例第40号）第2条第1項の規定により設置される佐世保市環境教育等推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議及び調整を行う。

- (1) 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）第8条第1項に規定する行動計画（以下「行動計画」という。）の作成に関すること。
- (2) 行動計画の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境教育に係る重要事項に関すること。

(委員)

第3条 協議会は、委員16人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校教育、幼児教育及び社会教育の関係者
- (2) 市民団体等の関係者
- (3) 事業者の代表者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 公募による市民
- (6) 市の職員
- (7) その他市長が必要と認める者

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 協議会は、必要に応じ委員以外の者に、協議会への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。